

別紙

諮問第760号

答 申

1 審査会の結論

本件について、不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「開示請求者に対して居宅介護サービスを提供した事業者について、請求者が申し立てた内容について、東京都と厚生労働省で共有している文書」（以下「本件請求個人情報」という。）の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和元年9月2日付けで行った不存在を理由とする非開示決定（以下「本件非開示決定」という。）について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件決定は、適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和元年11月18日に審査会へ諮問された。
審査会は、令和2年3月10日に実施機関から理由説明書を収受し、令和3年5月20日（第215回第一部会）及び同年7月15日（第217回第一部会）の2回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張等を具体的に検討した結果、以下のように判

断する。

ア 本件審査請求に至った経緯について

実施機関の説明によると、審査請求人は、自身がサービスを受けている居宅介護サービス事業所との介護給付費及びサービスをめぐるトラブルについて、自立支援給付及び地域生活支援事業の実施主体である区の担当課職員、及びサービス事業者に対する指導検査権を有する東京都福祉保健局の主務課の職員Aに対し、継続的に相談を行っており、これと並行して、厚生労働省（以下「厚労省」という。）の通報相談窓口である公益通報官Bに対しても、同様の相談を行っていたとのことである。

審査請求書の記載によれば、審査請求人は、Bから、審査請求人の相談内容について電話でAに照会をした旨、及び厚労省の関係部署が東京都福祉保健局に対し指導を行った旨を説明されたため、Aに対し、そのBとのやり取りの内容等について尋ねたところ、Aは、そもそもBと電話でやり取りをしたことはないとして、本件請求個人情報に係る前提事実の存在自体を否定しているという。これに対し、審査請求人は、Bの説明が正しければ、本件請求個人情報は存在するはずであると主張して、本件審査請求を行ったものである。

イ 居宅介護サービス事業に係る各機関の役割について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく自立支援給付及び地域生活支援事業の実施主体は区市町村であり、東京都は本事業に関し、区市町村に対する支給決定及び円滑な制度施行に係る支援並びに費用の負担を行っており、国は、制度全体の枠組みの策定や区市町村への費用負担を行っている（法2条）。本件審査請求に係る主務課である福祉保健局指導監査部指導第一課では、法11条2項に基づき、自立支援給付に関して必要があると認めるときに、指定障害福祉サービス事業者に対して指導検査等を行っている。

ウ 東京都における外部からの連絡等に係る記録のルールについて

東京都では、都民の声窓口や公益通報窓口などの専用窓口において都民等か

ら要望や苦情、相談等を受けた場合については、その内容や処理経過等に係る記録の作成及び管理に関する一定のルールを設けているが、これらの専用窓口を介さずに、各主務課が直接に都民等から要望等を受け、又は外部の行政機関等から照会等を受けた場合におけるその内容等に係る記録の作成及び管理については、特に統一的なルールは定めていないとのことである。それが適切といえるかどうかはともかく、各主務課において独自に記録の作成等に係るルールを定立している場合もあることから、審査会が事務局をして、福祉保健局広報担当職員に対し、この点について確認させたところ、審査請求人の相談等に対応していた福祉保健局指導監査部及び障害者施策推進部においては、相談対応等に係る記録の作成及び管理等に関するルールは特に設けておらず、現に本件請求個人情報も取得も作成もしていないため、存在しないとの説明であった。

エ 厚労省との対応について

前記アのとおり、本件請求個人情報に係る前提事実の存否について、審査請求人の主張と実施機関の説明には食い違いがあることから、この点について、審査会が事務局をして厚労省通報相談窓口で照会させたところ、審査請求人が主張する〇年〇月頃、Bは審査請求人から相談を受けたこと、及びその相談内容の真否を確認するため、同人が提示した書面に記載されていた東京都の問合せ先に電話をしていたことが確認された。ただし、その部署名や担当者名に関する記録は現存しておらず、部署等の詳細は不明であるとのことであった。

一方、厚労省が東京都福祉保健局に指導をした旨の審査請求人の主張については、都道府県知事が法11条2項に基づき自立支援給付対象サービス等を提供した事業者に対して行う指導検査等に関し、厚労省として何らかの働きかけを行いうる旨の法令上の根拠は特に存在しないことから、審査請求人から受けた相談事項について、東京都の所管部署に電話照会をしたこと以外には一切やり取りをしておらず、もとより指導を行うことなど通常考えられないとの説明がなされた。さらに、厚労省において当時の状況を確認したところ、Bから審査請求人に対し、東京都の所管部署に電話をした旨及び当該相談に係る案件については東京都が対応すると回答があった旨のみを伝えた、

とのことであつた。

オ 本件非開示決定の妥当性について

前記ウ及びエにより確認された事実を踏まえると、本件請求個人情報取得及び作成されておらず、存在しないとする実施機関の説明は首肯できるものであり、他にその存在を認めるに足りる事情も特段見当たらないことから、実施機関が本件開示請求に対し、不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、塩入 みほも、中村 晶子